

【マップ全般】

	質 問	回 答
1	防災ハザードマップとはどのようなものですか？	<p>防災ハザードマップは、河川が氾濫した場合や山沿いで発生するがけ崩れなどの土砂災害が発生した場合に備えて、地域の住民の方々がいち早く安全な場所に避難できることを目的に、被害の想定される区域と被害の程度、避難場所などの情報を地図上に明示したものです。</p> <p>また、土砂災害防止法に基づき県が指定した、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を種別ごとに色分けして表示しています。</p> <p>さらに、本町独自の取り組みとして、消火栓や防火水槽といった消防水利の情報も掲載しております。</p> <p>これらのほか、普段から災害・防災について学べるよう、学習ページを充実させたハザードマップとなっています。</p>
2	防災ハザードマップ作成の経緯を教えてください。	<p>この度改訂した防災ハザードマップは、平成27年の水防法改正に伴い、対象となる河川の管理者である山形県が作成した、最大規模の降雨（1,000年に一度程度の確率）を想定した新たな洪水浸水想定区域を示しています。以前に作成した「飯豊町災害ハザードマップ（平成27年度作成）」に比べて、浸水範囲が広く、浸水深が深くなっている箇所がありますので、再度ご確認ください。</p>
3	防災ハザードマップの効果はどのようなものですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・前もって災害による被害を知ることができる。 ・普段から災害に対する危機意識を持つことができる。 ・万が一の災害時に何をすべきか、何が必要かが冷静に判断でき、いち早く避難することができる。 <p>などの効果が考えられます。</p> <p>国土交通省が実施した防災意識調査において、避難情報が出てから避難を行うまでの時間が、防災ハザードマップを見たことがある人は、見たことがない人に比べて1時間も早いという報告もあります。</p>
4	全戸配布ということですが、配布後に他市町村から引っ越してきた人はもらえないのですか？	<p>引っ越してこられた方にも差し上げます。ただし、一世帯一冊としておりますのでご協力をお願いします。保有部数に限りがありますので、ご家族分、知人・友人分等をご遠慮ください。</p>
5	防災ハザードマップを自主防災組織や町内会のエリアで印刷してもらえないのですか？	<p>印刷は可能ですので、役場総務課防災管財室までご連絡ください。</p>

6	自主防災組織や部落等で防災ハザードマップについて詳しく知りたいのですが、どうすればいいですか？	ご連絡をいただければ、役場総務課防災管財室の職員が向いて説明をさせていただきます。なお、内容により資料作成のため時間が必要となる場合があります。
---	---	--

【浸水想定区域】

	質 問	回 答
1	洪水浸水想定区域とは何ですか？	<p>洪水浸水想定区域とは、河川を管理する国と県が、降雨で氾濫した場合に浸水する危険性が高い場所を示した区域のことで、平成13年の水防法改正で区域指定が導入されました。水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、洪水等による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するものです。</p> <p>洪水浸水想定区域が公表された場合、市町村は、水防法第15条に基づき、洪水ハザードマップを作成し、住民に周知しなければならないとされています。</p>
2	1,000年に1度程度の確率とは、何ですか？	<p>近年、これまで経験したことがないような大雨により、全国各地で洪水が発生しています。このことから、平成27年度に水防法が改正され、対象となる河川が想定し得る最大規模（千年に一度程度）の降雨により氾濫した場合の浸水想定区域が、山形県から示されました。</p> <p>この想定し得る最大規模の降雨とは、過去の降雨データを解析して求めた降雨継続時間別、流域面積別に最大となる降雨量を用い、対象となる河川ごとに算定されたものです。</p> <p>この度の防災ハザードマップに掲載されている1,000年に1度程度の確率では、置賜白川及び萩生川ともに、2日間で295mmの雨量と想定されています。</p>
3	排水路や側溝などが溢れて起こる浸水も考慮されているのですか？	<p>考慮されていません。一般に、大雨により町内を流れる置賜白川や萩生川などの水が溢れたり、堤防が破堤して起こる氾濫を「外水氾濫」といい、堤防内の排水路や側溝が溢れたり、排水処理できずに、建物や土地・道路が浸水することを「内水氾濫」といいます。この防災ハザードマップで示されている浸水想定区域は、対象となる河川の外水氾濫を対象としたものであり、内水氾濫については考慮されていません。</p>
4	浸水想定区域の色が染まっていないところは安全ですか？	<p>必ずしも安全とは言えません。「3」に記載したように「内水氾濫」は考慮していませんので、色が染まっていなくとも安全とは言えません。</p>
5	河川浸水（浸水深）の区分が、大きい目安になっているのはなぜですか？	<p>防災ハザードマップの4ページで説明していますが、河川浸水の深さは4段階で示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0～50cm未満の区域：大人の膝まで浸水する程度 ・ 0.5～3.0m未満の区域：1階の軒下まで浸水する程

		<p>度（2階以上へ避難）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.0～5.0m未満の区域：2階の軒下まで浸水する程度（3階以上へ避難） ・ 5.0m以上の区域：2階の屋根以上が浸水する程度 <p>建物の浸水高さの基準に改まり、（ ）書きが垂直避難する階になりました。</p>
6	浸水深をもっと細かく知ることが出来ますか？	<p>防災ハザードマップで示している浸水想定区域は、浸水深を4種類に分類したもので山形県が告示し公表しているものです。それらを作成するための細かく分類した浸水深データは山形県で保有しており、一般的に未公表になっております。</p> <p>もし、細かい浸水深を知りたい場合は、町を經由して山形県に照会することになります。</p>
7	河岸浸食とはどのような現象ですか？	<p>河岸浸食（かがんしんしょく）とは、激しい川の流れにより堤防や家屋の基礎を支える地盤が削られることを言います。</p>

【避難情報】

	質 問	回 答
1	避難情報とは何ですか？	<p>避難情報には、危険度に応じて「避難準備・高齢者等避難開始（避難準備情報）」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の3つがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難準備・高齢者等避難開始（避難準備情報）」 <p>…お年寄りの方、体の不自由な方、妊婦、小さな子供がいらっしゃる方など避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は避難を開始してください。それ以外の方も、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに避難してください。</p> ・「避難勧告」 <p>…避難所など、より安全な場所に避難を開始してください。</p> ・「避難指示（緊急）」 <p>…緊急に避難してください。外出することで命の危険が及ぶ状況の場合は屋内のより安全な場所に避難してください。しかし、この段階まで待っていると、危険がまさに目前に迫っている状態に陥ってしまいます。このため、実際には「避難指示」が出される前に避難しておくことが望ましいと言えます。</p> <p>災害時、これらの避難情報は防災ラジオ、災害情報配信メール、携帯電話への緊急速報メール（エリアメール）などを通じて発信しており、さらに、地上波テレビなどの各メディアなどへも情報提供しています。また、対象地区の消防団による広報車での周知も行います。</p> <p>水害において最も怖いのは、「逃げ遅れ」です。避難は早すぎるといえることはありません。</p>
2	あらかじめ住民それぞれの避難場所を指定しないのですか？	<p>指定避難所は、避難勧告等を発令した場合に、指定避難所の中から安全が確保された施設を必要に応じて開設します。指定避難所は、お住いの地区に限らず、全ての方が避難できます。</p> <p>開設した指定避難所のうちどこに避難するかは、その時お</p>

		られる場所から安全に移動できる最寄りの指定避難所を選んで避難してください。
3	どこを通過して避難所へ行けばいいのですか？	<p>本町では、地域の地理上の条件等が異なるため「避難経路」の指定はしていません。ただし、地域の皆さんが防災ハザードマップを参考に、常日頃から実際に歩いて確認しておくことが重要です。</p> <p>基準については、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 山崩れやがけ崩れ、建物倒壊及び落下物などによる危険が少ないこと。 2. 最短時間で避難経路、避難目標地点、避難所に到着できること。 3. 複数の迂回路が確保されていること。 4. 河川沿いや、蓋のない側溝のある道路はできるだけさけること。 <p>等が挙げられます。</p> <p>地図面の凡例に、空白の矢印があります。ご家族や近隣の住民の方と避難経路を確認しながら、任意の色で染めてください。その上で、その色の矢印を地図上に記載してください。</p>
4	浸水する場所に避難所がありますが、危険ではないのですか？	<p>浸水する危険のない場所へ避難するのが一番安全です。</p> <p>災害に応じて、浸水する危険のない避難所を開設しますので、避難所の開設場所を確認して避難してください。また国では、危険のない親戚や友人宅への避難等も呼びかけています。なお、屋外が浸水しているなど危険な場合には、屋内の2階以上で安全な場所に避難（垂直避難）してください。</p>
5	どの避難所が開設されているか、何を見ればわかりますか？	<p>避難所を開設した場合は、防災ラジオ、テレビ、災害情報配信メール、町ホームページ、フェイスブック、スマートフォンや携帯電話のエリアメール等を使用して開設状況をお知らせします。</p>
6	高齢の一人暮らしのため、避難する場合に不安です。何か支援はあるのでしょうか？	<p>民生委員児童委員の方を通じて、役場健康福祉課に避難行動に支援を要する旨の届け出をしておく必要があります。また、地元自主防災組織がある場合は、あらかじめそちらにも伝えておいてください。</p>
7	自主避難したい場合は、どのようにすれいいですか？	<p>自主避難所は、災害対策基本法に基づく町地域防災計画に定めている指定避難所とは異なり、避難勧告、避難指示を行っていない時期において、自宅での待機に不安を持つ町民の方からの要望がある場合に、一時的に開設するものです。自主避難を行う場合には、親戚宅や知人宅など安全な場所を事</p>

		前に確保してください。確保できない場合には、役場（総務課防災管財室）または、地元の自主防災組織の代表者（ない場合には部落長等）に連絡を入れ、自主避難所開設を依頼してください。町では、気象状況等を考慮し開設を決定します。
8	ニュースで避難警戒レベル3相当が発表されましたが、避難所は開設されるのでしょうか？	警戒レベル相当情報は、気象台や山形県が出す情報で、その後、町が総合的に判断し、警戒レベル（避難情報）を発令します。警戒レベル3と判断すれば、飯豊町が「避難準備・高齢者等避難開始」を発表します。警戒レベルと警戒レベル相当情報とでは、タイミングや対象地域は必ずしも一致しませんので、注意が必要です。
9	避難所へは何を持って行けばいいのですか？	非常時持ち出し品の例は、防災ハザードマップ9ページを参照ください。なお、自主避難の場合は、町からの公的な支援はありませんので、避難中の食事や生活必需品（着替え、寝具等）はご自身で準備し持参してください。